

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「専門看護師」を「診療看護師、専門看護師」に改め、同条第十二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 診療看護師の場合
 - イ 診療看護師の資格取得後、五年以上の経験を有する職員 二千元
 - ロ イ以外の職員 千円

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一イの表中「1 病院の事務局長の職務」を「1 本局の次長又は病院の事務局長の職務」に改める。

別表第三本局の項中

| | |
|----|----|
| 課長 | 三種 |
|----|----|

を

| | |
|----|----|
| 次長 | 二種 |
| 課長 | 三種 |

に改め、

| | |
|---|----|
| 副院長 事務局長 | 二種 |
| 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長 | 三種 |
| 院長補佐 医療局次長 医療局の部長 | 四種 |

同表中央病院の項中

を

| | |
|------------------|----|
| 副院長 (教育・働き方改革担当) | 二種 |
|------------------|----|

| | |
|---|----|
| 副院長 (救急・災害医療担当) 事務局長 | |
| 副院長 (医療安全担当) 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 事務局次長 | 三種 |
| 院長補佐 医療局次長 医療局の部長 看護局長 | 四種 |

に改め、

同表三好病院の項中

| | |
|-------------|----|
| 病院長 事務局長 | 二種 |
|-------------|----|

を

| | |
|------|----|
| 病院長 | 一種 |
| 事務局長 | 二種 |

に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。